鶴ヶ島市自治会等補助金交付要綱

平成１２年　３月　８日告示第２０２号

改正　平成１５年　３月１１日告示第２７７号

平成１７年　３月３１日告示第３７１号

平成２５年　３月２９日告示第　６７号

令和４年　３月３０日告示第　８２号

（目的）

第１条　この告示は、市内の一定の地域において当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行うことを主たる目的とする市民の組織（以下「自治会等」という。）に対し、市が毎年度予算の範囲内において補助金を交付し、地域における自治活動を助長し、もって自治意識の向上とその振興を図るものとする。

２　前項に規定する補助金の交付に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年規則第１６号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般会員　自治会の区域内に居住し、当該自治会に加入している世帯（加入目的がごみ集積所の利用に関すること等の特定の事項に限定された世帯を除く。）をいう。

(2) 法人会員　自治会の区域内に所在する法人、事業者、団体等であって、当該自治会の活動を賛助するため会費を納め、会員名簿等に登載されたものをいう。

(3) 賛助会員　自治会の区域外に居住する者又は所在する法人、事業者、団体等であって、当該自治会の活動を賛助するため会費を納め、会員名簿等に登載されたものをいう。

（交付の基準）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、自治会等の運営に要する経費とし、補助基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 一般会員　加入世帯数に１，０００円を乗じて得た額

(2) 法人会員及び賛助会員　加入数に１，０００円を乗じて得た額

２　前項の補助基準額の算定に当たっては、当該年度の自治会等の予算を決定する総会時の加入数を基準とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、様式第１号の鶴ヶ島市自治会等補助金交付申請書に当該自治会等に関する次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 交付を受けようとする会計年度の会員数の内訳を示す書類

(2) 交付を受けようとする会計年度の予算書

(3) 交付を受けようとする会計年度の事業計画書

(4) 規約又は活動内容が分かる書類

(5) 前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付決定の通知）

第５条　市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に様式第２号の鶴ヶ島市自治会等補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（状況報告）

第６条　補助金の交付を受けた自治会等（以下「交付自治会等」という。）の代表者は、市長から要求があったときは、当該交付自治会等の事業の遂行状況について市長に報告しなければならない。

（補助金の決算報告）

第７条　交付自治会等の代表者は、様式第３号の鶴ヶ島市自治会等補助金決算報告書に当該交付自治会等に関する次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　交付を受けた会計年度の事業報告書

(2)　交付を受けた会計年度の収入支出決算書

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　交付自治会等の代表者は、交付を受けた会計年度の支出決算額が既に交付を受けた補助金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を市長に返還しなければならない。

　（補助金の取消し及び返還）

第８条　市長は、交付自治会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　交付自治会等の目的外の活動に経費を支出したとき。

(2)　補助金の交付条件に違反したとき。

(3)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　（書類の整備等）

第９条　交付自治会等は、その事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年間整備保管しなければならない。

２　交付自治会等は、補助金の交付により取得した備品を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、当該備品の購入額に相当する金額を市長に納付した場合又は当該備品を購入した会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１２年４月１日から施行する。

（鶴ヶ島市自治会運営補助金交付規程の廃止）

２　鶴ヶ島市自治会運営補助金交付規程（昭和５４年告示第３号）は、廃止する。

（経過措置）

３　鶴ヶ島市自治会運営補助金交付規程第１条の規定により、平成１１年度に交付した補助金の決算報告は、なお従前の例による。

附　則（平成１５年告示第２７７号）

この告示は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年告示第３７１号）

この告示は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２５年告示第６７号）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の鶴ヶ島市自治会等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に申請される補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

　　　附　則（令和３年告示第８２号）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の鶴ヶ島市自治会等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。